

ごみの分別表

※ 缶、びん、ペットボトル及び廃食用油は産業廃棄物に該当しますが、分別してリサイクルすべきものとして「リサイクルできる資源」の欄に掲載しています

1 燃やすごみ

1-1 雑芥・生ごみ・落ち葉・繊維くず リサイクルできない紙

食品の食べ残し、売れ残り、調理くず、
汚れのついた紙、
リサイクルできない紙など



委託業者名



収集日時

排出形状

透明ごみ袋

2 リサイクルできる資源

2-1 新聞紙

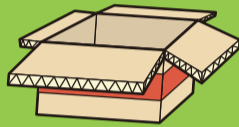
折り込みチラシを含む



2-2 雑誌



2-3 ダンボール



2-4 雑がみ

菓子箱・包み紙・封筒・コピー用紙



分別
キャンペーン

2-5 缶

飲料・食品の缶、
商品・原料が入っていた缶



2-6 びん

飲料・食品のびん、
商品・原料が入っていたびん



2-7 ペットボトル

調味料ペットボトル、
飲料ペットボトル



2-8 その他資源ごみ

個別に記載してください

廃食用油や魚アラ・発泡スチロール等。
多量に排出される事業所では資源化できます。

委託業者名



収集日時

排出形状

委託業者名



収集日時

排出形状

委託業者名



収集日時

排出形状

3 産業廃棄物

3-1 プラスチック類

弁当の容器、レジ袋、発泡スチロール、緩衝剤、
プラスチック製品など



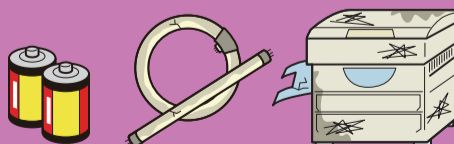
3-2 不燃物

コップなどのガラス類、陶磁器製などの食器



3-3 蛍光灯・電池等

蛍光灯、筒型乾電池、OA 機器など



3-4 その他産業廃棄物

個別に記載してください

委託業者名



収集日時

排出形状